

放送を巡る諸課題に関する検討会 視聴環境分科会（第3回）

議事要旨

1. 日時

平成29年3月7日（火）10時00分～11時45分

2. 場所

総務省8階 総務省第1特別会議室

3. 出席者

（1）構成員

新美分科会長、伊東分科会長代理、大谷構成員、木村構成員、小塚構成員、近藤宏構成員、齋藤構成員、宍戸構成員、設楽構成員、鈴木構成員、園田構成員、高橋構成員、土屋構成員、長田構成員、林構成員、福井構成員、三尾構成員、森構成員

（2）オブザーバー

経済産業省商務情報政策局情報通信機器課

（3）総務省

太田総務大臣補佐官、吉田官房審議官、齋藤情報流通行政局総務課長、鈴木同局放送政策課長、久恒同局放送技術課長、藤田同局地上放送課長、玉田同局衛星・地域放送課長、豊嶋同局情報通信作品振興課長、飯村同局衛星・地域放送課地域放送推進室長、三島同局放送政策課企画官

4. 議事要旨

（1）4K・8Kに関する周知・広報戦略について

放送サービス高度化推進協会土屋構成員から、「4K・8K放送に関する周知広報の考え方」について、資料に基づき説明。次いで総務省が制作中の周知広報用のビデオの紹介があり、続いて、久恒放送技術課長から、「4K・8Kに関する周知・広報戦略（案）」について、資料に基づき説明があり、その後、議論を経て（構成員・オブザーバーの主な発言は以下のとおり）、本周知・広報戦略が了承された。

【長田構成員】

- ・ 周知対象者として、既に4K放送対応テレビを所有している方や今後購入される方など様々な方がいることを意識した対応が必要ではないか。ビデオを含め、いずれの説明も難しく、周知がいかにも大変なものかと感じた。特に、右旋・左旋という言葉はよく分からない。（提示された）リーフレットを使用しても説明は難しい。
- ・ 8Kでは受信インフラの再構築が必要な可能性があるとのことだが、地デジの時に起きたように本来変えなくて良い部分まで全部変えなければならないといった（誤った情報を伝える）消費者被害が十分予想されるのではないか。

- ・ 周知の内容として、受信機の発売が来年の秋以降ということ、きちんと伝えていただきたい。本放送が始まるまで1年以上ある期間に、一般の人は何をすることがあるのかを認識してもらえるような一般向けのスケジュールを提示してもらえるといいのではないか。
- ・ 今回の周知広報のビデオは誰を対象にしているのか。4K・8Kを認識されていない方々の誤解を解けるような内容が必要ではないか。

【久恒放送技術課長】

- ・ ビデオは、まずは家電量販店等の販売員向けに、適切な説明のための理解に資することを目的に作成したもの。販売店が、これはよく分かる内容であると判断された際は、お客様にもご覧いただきたいと思っている。また、将来的には、特設ホームページにアップするなどして、広報に役立てていければと考えている。

【三尾構成員】

- ・ 視聴者は、例えば、電子番組表に4Kマークが表示されるなど、どのような番組が4Kで放送されているかを確認することはできるのか。

【久恒放送技術課長】

- ・ 地上放送だけを見ている人が、BS放送の番組表を見られないことと同様、4K放送を受信できる受信機を持っている人でなければ、電子番組表中に、4K放送の番組であるということは出てこない仕組みになっていると思っている。

【三尾構成員】

- ・ 4K放送の開始は、地デジ化とは異なり、現在視聴できている放送番組を引き続き視聴することができ、4K・8K放送は、プラスアルファで視聴が可能になるもの。4K・8K放送のメリットを理解して、見たいと思っていただくような周知・広報が必要ではないか。

【小塚構成員】

- ・ 一般の消費者からすると、地デジ化のときのように新しいサービスに切り替わることと、今回のように従来のサービスに加えて新たなサービスを受けることができるようになることは、意味合いが全く異なる。その点を踏まえて消費者に対する向き合い方を考えた方が良く思う。
- ・ 帯域再編に伴い、2K放送のチャンネルの再設定を必要となるのは、どのような機器か。いつ頃までに発表した機器である等の基準を示せば教えてほしい。

【久恒放送技術課長】

- ・ 今年度、総務省で、これまで発売された受信機についてBS右旋の帯域再編を想定したシミュレーションを行った。再設定を必要とする機器は発売時期等によらず相当数が存在することが判明しているが、具体的な機種名を示すことは難しい。そのため、再設定の操作方法について丁寧に広報を行う形での対応が必要と考えている。

【新美分科会長】

- ・ 周知・広報に当たり、「BSや110度CSによる4K・8K放送」の呼称等の検討状況はいかがか。

【土屋構成員】

- ・ 本年1月に、BS・東経110度CSによる4K・8K実用放送の業務等を行う事業者の認定が行われたところ。現在、その方たちも交えて検討を進めている。既存の4Kテレビとの違い等を考慮に入れた検討が必要と考えている。

【近藤宏構成員】

- ・ 連絡協議会への参加にあたって、費用負担の考え方についてうかがいたい。

【玉田衛星・地域放送課長】

- ・ 基本的には周知の取り組みに係る情報共有と、キャンペーン等を共同して行う環境作りのための会議であり、連絡協議会の参加そのものに係る費用負担は想定していない。

(2) 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン及び解説の改正案に対する意見募集の結果について

三島放送政策課企画官から、「放送分野ガイドライン等改正案に対する意見募集の結果（概要）」、「放送分野ガイドライン等改正案に対する主な意見と総務省の考え方（概要・全体）」及び「放送分野ガイドライン等改正案に係る主な変更点」について説明の後、議論が行われた（構成員・オブザーバーの主な発言は以下のとおり）。

【伊東分科会長代理】

- ・ 意見募集に対する回答案を拝見した。資料3-4の2ページ、①の考え方については、従来、放送は、全ての番組が常に手元まで届いている一方向性のメディアであり、視聴者は、その中から視聴したい番組を自由にかつ確実に選択できたという歴史的経緯があることから、視聴履歴は、放送事業者等に知られないという認識が一般的だったと考えられる。そのため、技術的には、視聴履歴が取得可能となっている現在でも、放送番組の視聴に伴い放送事業者等がその履歴を取得することについて、視聴者には必ずしも一般的な認識が得られていないといった現状に触れた方が、ガイドラインの内容を理解してもらいやすくなるのではないだろうか。

【大谷構成員】

- ・ 資料3-4の7ページに、ガイドライン改正案の7-2-1に「非特定視聴履歴」について追記し、第35条第1項は適用にならないと記述されているが、第34条について記述がないのは、第34条は適用されるということか。

【三島放送政策課企画官】

- ・ 基本的に、「非特定視聴履歴」に対しては、本ガイドライン改正案は適用されないものと承知している。「非特定視聴履歴」に関して、プライバシーの観点から言及が必要ではないかという意見の提出があったため、視聴履歴の取得や取得の停止について同意を得るという手続の部分について、あえて記載している。

【三尾構成員】

- ・ 個人的な意見として、公に放送されている放送番組に係る視聴履歴の取扱いに関して、必ずしも、要配慮個人情報と同じように考えなくともいいのではないかと、同意の取り方についても視聴履歴と要配慮個人情報との差を設けて扱っても良いのではないかと。

【森構成員（視聴者プライバシー保護ワーキンググループ主査代理）】

- ・ 視聴履歴に関しては、一定の利用目的に関しては同意を要することなく取り扱うことができるという点で、要配慮個人情報とは取扱いが異なるものと考えている。放送番組の視聴に伴い、放送事業者等がその履歴を取得することについて、放送受信者には、必ずしも一般的な認識が得られていないといった事情を考慮することが重要ではないか。

【宍戸構成員（視聴者プライバシー保護ワーキンググループ主査）】

- ・ 個人情報保護法は、一般的な個人情報に対しても、適正な取得を求めている。一方で、放送番組の視聴に伴い、放送事業者等がその履歴を取得することについて、放送受信者には、必ずしも一般的な認識が得られていない。このため、適正取得という個人情報保護法の精神の延長線上で、放送分野特有の事情を考慮し、更に要配慮個人情報を推知することができてしまうという点を踏まえ、従来、原則取扱いを禁止していた視聴履歴の規制を緩和するに当たり、受信者に認識をしていただくことを目的とした一定の規律を設けていると理解していただきたい。

(3) その他

「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」（案）及び「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインの解説」（案）に対して、所要の修正が必要な場合は、新美分科会長に一任し、個人情報保護委員会による確認を経て、パブリックコメントの結果の公表やガイドライン等の公布等の手続を行うことが了承された。

(以上)